

## 日本生命保険相互会社『プラチナドリーム』のご留意点

### 1. 解約払戻金が一時払保険料を下回るリスクについて

- ・この商品は、一時払保険料から契約の締結に必要な費用を控除した後の金額を、「積立金（最低保証年金原資部分）」と「積立金（株価指数連動年金原資部分）」の2つの部分にわけて積立金として積立てます。
- ・積立金（最低保証年金原資部分）は、日本国債等を中心に運用し、市場金利の変動を積立金（最低保証年金原資部分）に反映しております。したがって、据置期間中の積立金（最低保証年金原資部分）の金額は、積立金（最低保証年金原資部分）に投入された金額を下回ることがあります。
- ・積立金（株価指数連動年金原資部分）は、株価指数の変動および経過期間に応じて変動します。また、米国株式型では、S & P 500を円換算した値を株価指数として使用しているため、為替の変動によっても積立金（株価指数連動年金原資部分）が変動します。したがって、据置期間中の積立金（株価指数連動年金原資部分）の金額は、積立金（株価指数連動年金原資部分）に投入された金額を下回ることがあります。
- ・解約払戻金額は、上記を合計した据置期間中の積立金額と同額となります。したがって、解約払戻金額は、一時払保険料を下回り、損失が生じる可能性があります。

### 2. ご契約者様にご負担いただく費用について

- ① ご契約締結時の費用 : 契約の締結に必要な費用であり、一時払保険料に下記割合を乗じた金額が差引かれます。
- ② 据置期間中の費用 : 契約の維持等に必要な費用ならびに死亡給付金を最低保証するために必要な費用であり、あらかじめ保険契約関係費率等を控除したうえで積立利率を定めております。据置期間中の費用の総額は、一時払保険料に下記割合を乗じた金額となります。ただし、据置期間中に年金額を確定した場合はこの限りではなく、日本生命所定の費用を控除します。

据置期間	5年	7年	10年
①ご契約締結時の費用	2.5%	3.5%	5.0%
②据置期間中の費用（総額）	1.7%	2.4%	3.6%
①+②合計（一時払保険料に対して）	4.2%	5.9%	8.6%

③ 年金支払期間中の費用：つぎの費用を控除したうえで年金額は計算されます。

年金支払期間中の費用	：	支払年金額に対して1%
------------	---	-------------

第1回年金支払日以降、年1回の年金支払日に責任準備金から控除します。

※この商品にかかるお客様にご負担いただく諸費用等の合計額は「①ご契約締結時の費用」「②据置期間中の費用」「③年金支払期間中の費用」の合計額となります。

○当商品の詳細については「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）※」等でご確認いただけます。

当該資料は取扱金融機関にてご請求いただけます。

※「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を、「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。